

第 15 回中城護佐丸まつり 出店要綱

1. 開催期日 令和 8 年 11 月 7 日（土）・8 日（日）の 2 日間
2. 出店会場 中城村公共駐車場

3. 総則

- (1) 第 15 回中城護佐丸まつりの出店に関する一切の事項は、この要綱による。
- (2) 出店業者は、この要綱を順守しなければならない。

4. 出店条件

(1) 第 15 回中城護佐丸まつり実行委員会（以下、「実行委員会」とする。）が許可する事業者および団体とする。応募多数の場合については、出店品目等を勘案のうえ、実行委員会にて決定する。

(2) 本村内商工会及び村観光協会に加入する事業者及び村内で活躍する諸団体を優先し、原則として個人の出店は認めない。但し、村内で事業活動をしている個人事業者は可能とする。

(3) 村外の出店事業者については、沖縄県出店業事業協同組合に加盟するものとし、申込みについては沖縄県出店業事業協同組合にするものとする。

(4) 出店者は、原則としてまつり開催 2 日間の出店が可能な者とする。

(5) キッチンカーも可能とするが、出店指定場所への移動が可能か事前に確認すること。

(6) 保健所の許可を必要とする業種（飲食関係等）で許可証のないものは出店を認めない。また、申込にあたり許可証の写しを提出すること。

(7) 物販の場合は、まつりにふさわしいものであることが条件であり、危険性が指摘される物（レーザーポインタ、エアガン、BB ガン、パーティースプレーなど）、その他、教育上好ましくない出品物は販売しないこと。

(8) 名義貸しは禁止とし、出店申込者及び出店取扱品目が出店申込内容と違ってはならず、変更がある場合は実行委員会事務局へ連絡するものとする。違反が明らかとなった場合はただちに撤去を命ずる。

(9) 未成年者への酒（アルコール）類の販売を禁止する。（法律により罰せられます。）
また、自動車を運転する者への、飲酒を目的とした酒（アルコール）類の販売を禁止し、その旨を店頭に表示すること。万一販売を行っているのが発見（発覚）した場合はただちに撤去を命ずる。また、次回からの出店を認めない。

(10) 出店に伴い、盗難及び危険防止等の管理を十分に行うこと。万一損害を被った場合でも実行委員会及び本村商工会、村観光協会、沖縄県出店業事業協同組合は一切の責任を負わ

ない。

(11) 店舗周辺の清掃を随時行うこと。

(12) 暴力団との関わりがないこと。暴力団に指定場所を転貸しないこと。暴力団員を出店に従事させないこと。この事項に違反した場合は、即刻撤去し、撤去させられても意義を申し立てないこと。

(13) 運営管理については、実行委員会及び本村商工会並びに村観光協会、沖縄県出店業事業協同組合の指示に従うこと。指示に従わない場合は、許可を取り消すものとする。

(14) 火やガスを取り扱う出店業者は、必ず消火器を設置すること。

(15) 給水は、指定された場所で行うこと。(施設内トイレ、水飲み場で行わないこと。)

(16) 出店料は以下のとおりとする。

	区分		2 間×4 間	2 間×2 間	キッチンカー
①	村内商工会会員・村観光協会会員	飲食店舗	20,000 円	10,000 円	20,000 円
		ゲーム	10,000 円	5,000 円	10,000 円
②	村内事業者	飲食店舗	30,000 円	15,000 円	30,000 円
		ゲーム	16,000 円	8,000 円	16,000 円
③	村内各種団体		10,000 円	5,000 円	10,000 円
④	沖縄県出店業事業協同組合	飲食店舗	50,000 円		50,000 円
		ゲーム	30,000 円		30,000 円

(17) 収受した出店料は返還しない。但し、天候その他の事情により、まつりが開催されなかった場合は、1日間中止の時は50パーセント、2日間中止のときは100パーセントを返金します。

5. 営業時間

(1) 開店時間…午後 2 時 閉店時間…午後 9 時

(2) 閉店時間以降は、照明をおとし、速やかに閉店の準備を行うこと。

6. 駐車場

(1) 出店業者の駐車場については、実行委員会が指定する駐車場を利用すること。

(2) 駐車スペースが限られているため、1 店舗に対し車両 1 台を許可する。

(3) 実行委員会が交付する駐車許可証を、見えやすい場所に表示すること。

(4) 実行委員会が指定する場所以外の会場内及び会場周辺への駐車を禁止する。

7. 設営及び撤去

(1) 設営は、以下の日程で完了すること（厳守）

11 月 5 日（木）午後 1 時～午後 5 時

11 月 6 日（金）午前 10 時～午後 5 時

(2) 来場者の安全確保を目的として、まつり当日は以下の時間帯を車両の乗り入れを禁止

する。

11月7日（土）、8日（日）午後1時から午後9時

（3）撤去は、まつり終了後速やかに行うこと。

※会場への車両乗り入れは、1台のみとし、通行許可書を提示すること。（場内では、ハザードランプを付けて、徐行運転してください。）

8. ごみの処分及び汚水処理

（1）出店業者からでるゴミについては、「燃えるゴミ」、「燃えないゴミ」、「資源ごみ（空き缶）」に分別し、実行委員会が指定する場所へゴミを持ち込むこと。また、ごみ袋（自由）は持参すること。

（2）余った食材等は各自で持ち帰り、処分すること。

（3）飲食関係出店者は、油脂等は持ち帰って処理すること。

（4）洗い物は行わないこと。（施設内トイレ、水飲み場で行わないこと。）

9. 重要事項

（1）出店業者は、まつりを安全且つ順調に実施する義務を負う。

（2）申込にあたり、出店誓約書を提出し、遵守すること。